

江の川流域水害対策計画(素案)に 対する意見と対応

令和6年2月29日



国土を**整**え、全力で**備**える
国土交通省
中国地方整備局

1. 第3回協議会における主な意見と計画への反映

No.	協議会における主な意見	計画への反映
1	ため池の利用について、ため池の事前放流に確保する容量が記載されているが、営農時期、雨の時期、季節によって異なるため、目標量が担保できるか不明確である。	「表7-2 ため池の活用」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P37
2	田んぼダムの目標を数値化するのであれば、農家の方々に誤解がないよう留意点を記載してほしい。	「表7-3 水田貯留」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P38
3	行政、自治会、住民との信頼関係の醸成が重要であり、リスクコミュニケーションの目的を記載していることはとても良い。可能であれば、地域コミュニティを強化するための対話や協働の場の提供を追記してほしい。	第12章 第1節 3行目に「地域のコミュニティを強化するための対話や協働の場の提供」を追記した。 〈本文記載〉P46
4	洪水時及び発災時の情報収集・伝達について、既存の行事や催しに啓発を組み込むことを追記することで、市町が防災活動をしやすくなる。	第12章 第3節 4行目に「既存の行事等に啓発を組み込んだり」を追記した。 〈本文記載〉P49
5	情報提供に関しては受け手の多様性や、情報弱者に配慮し、情報入手方法の講習開催なども検討することを追記することで、住民がメリットを感じることができる。	第12章 第3節 10行目に「情報提供に際し、受け手の多様性に配慮し、効果的な情報入手方法の周知手法について検討する。」を追記した。 〈本文記載〉P49
6	目標の棒グラフについて、ハード面が目立ち、農家への規制や土地利用の規制など住民へのデメリットが多く見える恐れがある。可能であれば、ソフト面の棒グラフを追加し、情報提供、防災教育、啓発活動、地域コミュニティ力の強化等を記載することで住民がメリットを感じることができる。	「図2-1 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策」について、「被害の最小化に向けた取組」を追加した。 〈本文記載〉P17

第3回協議会 素案

第1節 雨水貯留浸透施設

流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進するとともに、浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、雨水貯留施設等の整備を推進する。また、既に都市公園として活用されている土地を含め、国有地を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。

また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、雨水貯留浸透施設整備計画の認定（第8章で詳述）に基づく支援制度も活用し、目標対策量の確保を図る。

個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、浸透枡や浄化槽の雨水貯留施設への転用等について、流域内の市町による助成等の支援制度により、流域内の住民等による各戸貯留を促進し、流出抑制を図る。

表7-1 雨水貯留浸透施設の整備量

市町	地区名	施設名	貯留量(m ³)
安芸高田市	瀬戸	瀬戸調整池（仮称）	27,000
	常友	川向調整池（仮称）	20,000
	国司	国司調整池（仮称）	32,000
北広島町	今田	今田調整池（仮称）	11,600

第2節 ため池の治水利用

ため池の貯留容量を積極的に活用し、河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には事前放流によりため池の水位を下げる、又はかんがい用水に余裕がある時期にはあらかじめ水位を低下させ、雨水を一時的に貯留する機能を確保するなど、ため池の治水利用を推進する。また、流域内のため池の保全に努める。なお、整備にあたっては、農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。

表7-2 ため池の活用量

市町	施設名	貯留量(m ³)
三次市	板木ダム	80,000

意見聴取 素案

第1節 雨水貯留浸透施設

流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、公共施設・用地等への雨水貯留浸透施設の整備を積極的に推進するとともに、浸水常襲地区等の課題である内水浸水被害の解消に向け、雨水貯留施設等の整備を推進する。また、既に都市公園として活用されている土地を含め、国有地を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を検討・実施する。

また、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進する。開発に伴う防災調整池や貯留施設等を設置する際には、さらなる貯留機能を付した雨水貯留浸透施設の整備を働きかけ、雨水貯留浸透施設整備計画の認定（第8章で詳述）に基づく支援制度も活用する。

個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、浸透枡や浄化槽の雨水貯留施設への転用等について、流域内の市町による助成等の支援制度により、流域内の住民等による各戸貯留を促進し、流出抑制を図る。

表7-1 雨水貯留浸透施設の整備量

市町	地区名	施設名	貯留量(m ³)
安芸高田市	瀬戸	瀬戸調整池（仮称）	27,000
	常友	川向調整池（仮称）	20,000
	国司	国司調整池（仮称）	32,000
北広島町	今田	今田調整池（仮称）	11,600

第2節 ため池の活用

ため池の貯留容量を積極的に活用し、河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には事前放流によりため池の水位を下げる、又はかんがい用水に余裕がある時期にはあらかじめ水位を低下させ、雨水を一時的に貯留する機能を確保するなど、ため池の活用を推進する。また、流域内のため池の保全に努める。なお、整備にあたっては、農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。

表7-2 ため池の活用

市町	施設名	貯留量(m ³)
三次市	板木ダム	80,000

注) ため池の活用は、本来機能である農地に用水を供給する機能を損なわないことを前提として実施するため、営農状況や時期によっては貯留量を確保できない場合がある。
今後、利水者の合意形成が図られるよう調整する。また、貯留量はため池の整備とした量であり今後の調整により変更となる場合がある。

1. 第3回協議会における主な意見と計画への反映

No.	協議会における主な意見	計画への反映
1	ため池の利用について、ため池の事前放流に確保する容量が記載されているが、営農時期、雨の時期、季節によって異なるため、目標量が担保できるか不明確である。	「表7-2 ため池の活用」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P37
2	田んぼダムを目標を数値化するのであれば、農家の方々に誤解がないよう留意点を記載してほしい。	「表7-3 水田貯留」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P38
3	行政、自治会、住民との信頼関係の醸成が重要であり、リスクコミュニケーションの目的を記載していることはとても良い。可能であれば、地域コミュニティを強化するための対話や協働の場の提供を追記してほしい。	第12章 第1節 3行目に「地域のコミュニティを強化するための対話や協働の場の提供」を追記した。 〈本文記載〉P46
4	洪水時及び発災時の情報収集・伝達について、既存の行事や催しに啓発を組み込むことを追記することで、市町が防災活動をしやすくなる。	第12章 第3節 4行目に「既存の行事等に啓発を組み込んだり」を追記した。 〈本文記載〉P49
5	情報提供に関しては受け手の多様性や、情報弱者に配慮し、情報入手方法の講習開催なども検討することを追記することで、住民がメリットを感じることができる。	第12章 第3節 10行目に「情報提供に際し、受け手の多様性に配慮し、効果的な情報入手方法の周知手法について検討する。」を追記した。 〈本文記載〉P49
6	目標の棒グラフについて、ハード面が目立ち、農家への規制や土地利用の規制など住民へのデメリットが多く見える恐れがある。可能であれば、ソフト面の棒グラフを追加し、情報提供、防災教育、啓発活動、地域コミュニティ力の強化等を記載することで住民がメリットを感じることができる。	「図2-1 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策」について、「被害の最小化に向けた取組」を追加した。 〈本文記載〉P17

第3節 水田貯留

流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。

なお、水田貯留にあたっては、再圃場整備（水田の大型化）にあわせ、水管理の自動化（スマート田んぼダム）や、水路改修などの農地整備につながる施策との連携に努めるものとする。

表7-3 水田貯留の対策量

市町	貯留量(m ³)
三次市	144,000

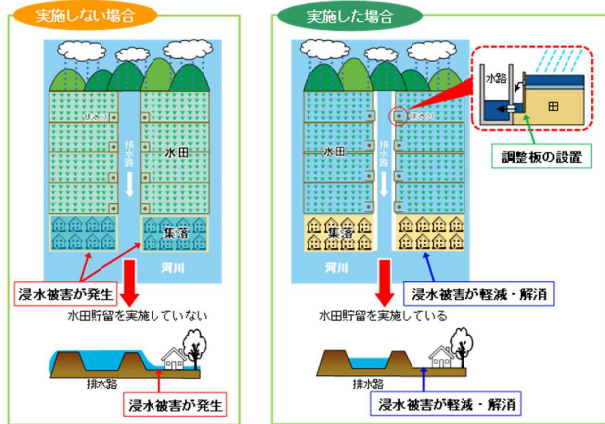
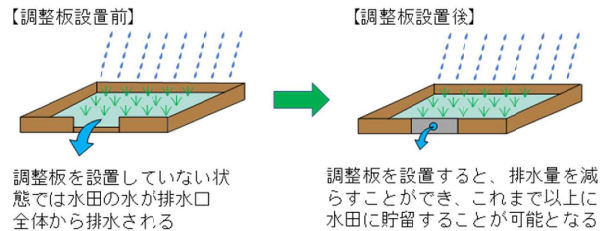


図 7-1 水田貯留のイメージ

第3節 水田貯留

流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。

なお、水田貯留にあたっては、圃場の再整備（水田の大型化）にあわせ、水管理の自動化（スマート田んぼダム）や、水路改修などの農地整備につながる施策との連携に努めるものとする。

表7-3 水田貯留

市町	貯留量(m ³)
三次市	144,000

注) 水田貯留の実施については、作物の生産に影響を与えない範囲で行うため、営農状況や時期によっては水田貯留ができない場合がある。
 今後、水田貯留を行う農業者からの協力が得られるよう調整を図る。
 なお、貯留量は床上浸水が想定される地区の半数の田んぼで10cmの貯留が可能となった場合の量であることから、現地の状況や今後の調整により変更となる場合がある。

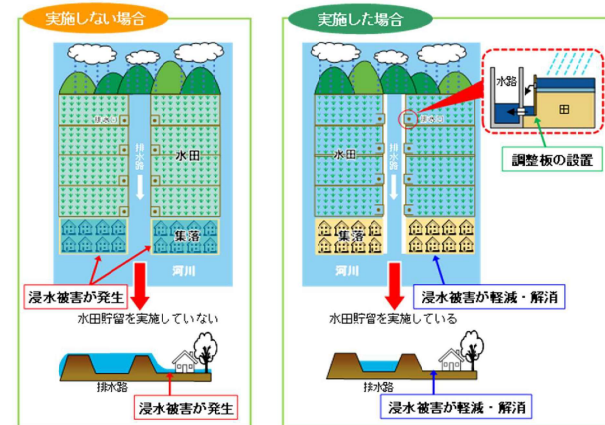
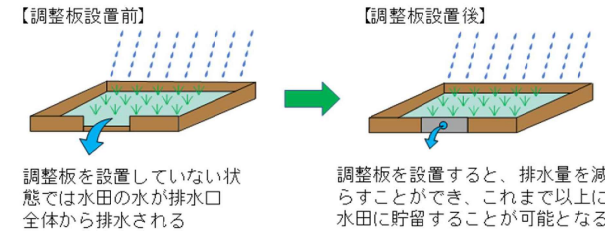


図 7-1 水田貯留のイメージ

1. 第3回協議会における主な意見と計画への反映

No.	協議会における主な意見	計画への反映
1	ため池の利用について、ため池の事前放流に確保する容量が記載されているが、営農時期、雨の時期、季節によって異なるため、目標量が担保できるか不明確である。	「表7-2 ため池の活用」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P37
2	田んぼダムの目標を数値化するのであれば、農家の方々に誤解がないよう留意点を記載してほしい。	「表7-3 水田貯留」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P38
3	行政、自治会、住民との信頼関係の醸成が重要であり、リスクコミュニケーションの目的を記載していることはとても良い。可能であれば、地域コミュニティを強化するための対話や協働の場の提供を追記してほしい。	第12章 第1節 3行目に「地域のコミュニティを強化するための対話や協働の場の提供」を追記した。 〈本文記載〉P46
4	洪水時及び発災時の情報収集・伝達について、既存の行事や催しに啓発を組み込むことを追記することで、市町が防災活動をしやすくなる。	第12章 第3節 4行目に「既存の行事等に啓発を組み込んだり」を追記した。 〈本文記載〉P49
5	情報提供に関しては受け手の多様性や、情報弱者に配慮し、情報入手方法の講習開催なども検討することを追記することで、住民がメリットを感じることができる。	第12章 第3節 10行目に「情報提供に際し、受け手の多様性に配慮し、効果的な情報入手方法の周知手法について検討する。」を追記した。 〈本文記載〉P49
6	目標の棒グラフについて、ハード面が目立ち、農家への規制や土地利用の規制など住民へのデメリットが多く見える恐れがある。可能であれば、ソフト面の棒グラフを追加し、情報提供、防災教育、啓発活動、地域コミュニティ力の強化等を記載することで住民がメリットを感じることができる。	「図2-1 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策」について、「被害の最小化に向けた取組」を追加した。 〈本文記載〉P17

第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第1節 リスクコミュニケーションの充実

流域のあらゆる関係者による更なる信頼関係の醸成を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民の避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報収集・提供に向けた取組等について推進する。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画や業務継続計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し、避難行動の住民共助体制の確立を図り避難確保の実効性を高める。



防災ワークショップの開催
(令和4年11月5日：安芸高田市)



自主防災組織連絡会の開催
(令和4年5月4日：三次市)

図 12-1 防災ワークショップ・自主防災組織連絡会開催状況

第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第1節 リスクコミュニケーションの充実

流域のあらゆる関係者による更なる信頼関係の醸成を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、**地域のコミュニティを強化するための対話や協働の場の提供**・洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民の避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報収集・提供に向けた取組等について推進する。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画や業務継続計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し、避難行動の住民共助体制の確立を図り避難確保の実効性を高める。



防災ワークショップの開催
(令和4年11月5日：安芸高田市)



自主防災組織連絡会の開催
(令和4年6月4日：三次市)

図 12-1 防災ワークショップ・自主防災組織連絡会開催状況

1. 第3回協議会における主な意見と計画への反映

No.	協議会における主な意見	計画への反映
1	ため池の利用について、ため池の事前放流に確保する容量が記載されているが、営農時期、雨の時期、季節によって異なるため、目標量が担保できるか不明確である。	「表7-2 ため池の活用」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P37
2	田んぼダムの目標を数値化するのであれば、農家の方々に誤解がないよう留意点を記載してほしい。	「表7-3 水田貯留」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P38
3	行政、自治会、住民との信頼関係の醸成が重要であり、リスクコミュニケーションの目的を記載していることはとても良い。可能であれば、地域コミュニティを強化するための対話や協働の場の提供を追記してほしい。	第12章 第1節 3行目に「地域のコミュニティを強化するための対話や協働の場の提供」を追記した。 〈本文記載〉P46
4	洪水時及び発災時の情報収集・伝達について、既存の行事や催しに啓発を組み込むことを追記することで、市町が防災活動をしやすくなる。	第12章 第3節 4行目に「既存の行事等に啓発を組み込んだり」を追記した。 〈本文記載〉P49
5	情報提供に関しては受け手の多様性や、情報弱者に配慮し、情報入手方法の講習開催なども検討することを追記することで、住民がメリットを感じることができる。	第12章 第3節 10行目に「情報提供に際し、受け手の多様性に配慮し、効果的な情報入手方法の周知手法について検討する。」を追記した。 〈本文記載〉P49
6	目標の棒グラフについて、ハード面が目立ち、農家への規制や土地利用の規制など住民へのデメリットが多く見える恐れがある。可能であれば、ソフト面の棒グラフを追加し、情報提供、防災教育、啓発活動、地域コミュニティ力の強化等を記載することで住民がメリットを感じることができる。	「図2-1 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策」について、「被害の最小化に向けた取組」を追加した。 〈本文記載〉P17

第3回協議会 素案

表12-5 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実

異常豪雨の頻発化に備えたダムの情報の充実	防災施設の機能に関する情報の充実
	ダム放流情報を活用した避難態勢の確立
異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能の充実	ダム放流警報等の改良・耐水化
	ダム等の洪水調節機能の向上・確保

第3節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者（市長・町長）、消防署、警察署、流域住民に対して、洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。

なお、流域住民への情報提供に際しては、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

また、近年多発している局地的な大雨に対しては、防災情報の入手ツールの周知を十分に行い、利用につなげる。

ダム管理者は、ダムからの放流量等の情報をダムの操作規則等に基づき関係機関へ通知するとともに、ダムの事前放流については河川管理者とダム管理者との間の情報網により、適切な情報伝達を図る。

意見聴取 素案

表12-5 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実

異常豪雨の頻発化に備えたダムの情報の充実	防災施設の機能に関する情報の充実
	ダム放流情報を活用した避難態勢の確立
異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能の充実	ダム放流警報等の改良・耐水化
	ダム等の洪水調節機能の向上・確保

第3節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者（市長・町長）、消防署、警察署、流域住民に対して、洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。

なお、流域住民への情報提供に際しては、**既存の行事等に啓発を組み込んだり**、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用したりし、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

また、近年多発している局地的な大雨に対しては、防災情報の入手ツールの周知を十分に行い、利用につなげる。

ダム管理者は、情報提供に際し、受け手の多様性に配慮し、効果的な情報入手方法の周知手法について検討する。また、ダムからの放流量等の情報をダムの操作規則等に基づき関係機関へ通知するとともに、ダムの事前放流については河川管理者とダム管理者との間の情報網により、適切な情報伝達を図る。

1. 第3回協議会における主な意見と計画への反映

No.	協議会における主な意見	計画への反映
1	ため池の利用について、ため池の事前放流に確保する容量が記載されているが、営農時期、雨の時期、季節によって異なるため、目標量が担保できるか不明確である。	「表7-2 ため池の活用」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P37
2	田んぼダムの目標を数値化するのであれば、農家の方々に誤解がないよう留意点を記載してほしい。	「表7-3 水田貯留」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P38
3	行政、自治会、住民との信頼関係の醸成が重要であり、リスクコミュニケーションの目的を記載していることはとても良い。可能であれば、地域コミュニティを強化するための対話や協働の場の提供を追記してほしい。	第12章 第1節 3行目に「地域のコミュニティを強化するための対話や協働の場の提供」を追記した。 〈本文記載〉P46
4	洪水時及び発災時の情報収集・伝達について、既存の行事や催しに啓発を組み込むことを追記することで、市町が防災活動をしやすくなる。	第12章 第3節 4行目に「既存の行事等に啓発を組み込んだり」を追記した。 〈本文記載〉P49
5	情報提供に関しては受け手の多様性や、情報弱者に配慮し、情報入手方法の講習開催なども検討することを追記することで、住民がメリットを感じることができる。	第12章 第3節 10行目に「情報提供に際し、受け手の多様性に配慮し、効果的な情報入手方法の周知手法について検討する。」を追記した。 〈本文記載〉P49
6	目標の棒グラフについて、ハード面が目立ち、農家への規制や土地利用の規制など住民へのデメリットが多く見える恐れがある。可能であれば、ソフト面の棒グラフを追加し、情報提供、防災教育、啓発活動、地域コミュニティ力の強化等を記載することで住民がメリットを感じることができる。	「図2-1 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策」について、「被害の最小化に向けた取組」を追加した。 〈本文記載〉P17

第3回協議会 素案

表12-5 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実

異常豪雨の頻発化に備えたダムの情報の充実	防災施設の機能に関する情報の充実 ダム放流情報を活用した避難態勢の確立
異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能の充実	ダム放流警報等の改良・耐水化 ダム等の洪水調節機能の向上・確保

第3節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者（市長・町長）、消防署、警察署、流域住民に対して、洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。

なお、流域住民への情報提供に際しては、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

また、近年多発している局地的な大雨に対しては、防災情報の入手ツールの周知を十分に行い、利用につなげる。

ダム管理者は、ダムからの放流量等の情報をダムの操作規則等に基づき関係機関へ通知するとともに、ダムの事前放流については河川管理者とダム管理者との間の情報網により、適切な情報伝達を図る。

意見聴取 素案

表12-5 異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実

異常豪雨の頻発化に備えたダムの情報の充実	防災施設の機能に関する情報の充実 ダム放流情報を活用した避難態勢の確立
異常豪雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能の充実	ダム放流警報等の改良・耐水化 ダム等の洪水調節機能の向上・確保

第3節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者（市長・町長）、消防署、警察署、流域住民に対して、洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報をいち早く提供する。

なお、流域住民への情報提供に際しては、既存の行事等に啓発を組み込んだり、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用したりし、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

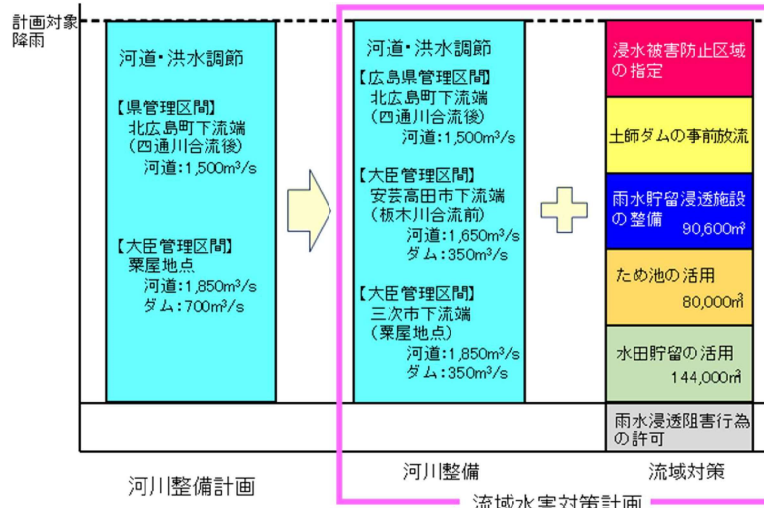
また、近年多発している局地的な大雨に対しては、防災情報の入手ツールの周知を十分に行い、利用につなげる。

ダム管理者は、**情報提供に際し、受け手の多様性に配慮し、効果的な情報入手方法の周知手法について検討する。**また、ダムからの放流量等の情報をダムの操作規則等に基づき関係機関へ通知するとともに、ダムの事前放流については河川管理者とダム管理者との間の情報網により、適切な情報伝達を図る。

1. 第3回協議会における主な意見と計画への反映

No.	協議会における主な意見	計画への反映
1	ため池の利用について、ため池の事前放流に確保する容量が記載されているが、営農時期、雨の時期、季節によって異なるため、目標量が担保できるか不明確である。	「表7-2 ため池の活用」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P37
2	田んぼダムの目標を数値化するのであれば、農家の方々に誤解がないよう留意点を記載してほしい。	「表7-3 水田貯留」について、注釈を記載した。 〈本文記載〉P38
3	行政、自治会、住民との信頼関係の醸成が重要であり、リスクコミュニケーションの目的を記載していることはとても良い。可能であれば、地域コミュニティを強化するための対話や協働の場の提供を追記してほしい。	第12章 第1節 3行目に「地域のコミュニティを強化するための対話や協働の場の提供」を追記した。 〈本文記載〉P46
4	洪水時及び発災時の情報収集・伝達について、既存の行事や催しに啓発を組み込むことを追記することで、市町が防災活動をしやすくなる。	第12章 第3節 4行目に「既存の行事等に啓発を組み込んだり」を追記した。 〈本文記載〉P49
5	情報提供に関しては受け手の多様性や、情報弱者に配慮し、情報入手方法の講習開催なども検討することを追記することで、住民がメリットを感じることができる。	第12章 第3節 10行目に「情報提供に際し、受け手の多様性に配慮し、効果的な情報入手方法の周知手法について検討する。」を追記した。 〈本文記載〉P49
6	目標の棒グラフについて、ハード面が目立ち、農家への規制や土地利用の規制など住民へのデメリットが多く見える恐れがある。可能であれば、ソフト面の棒グラフを追加し、情報提供、防災教育、啓発活動、地域コミュニティ力の強化等を記載することで住民がメリットを感じることができる。	「図2-1 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策」について、「被害の最小化に向けた取組」を追加した。 〈本文記載〉P17

第3回協議会 素案

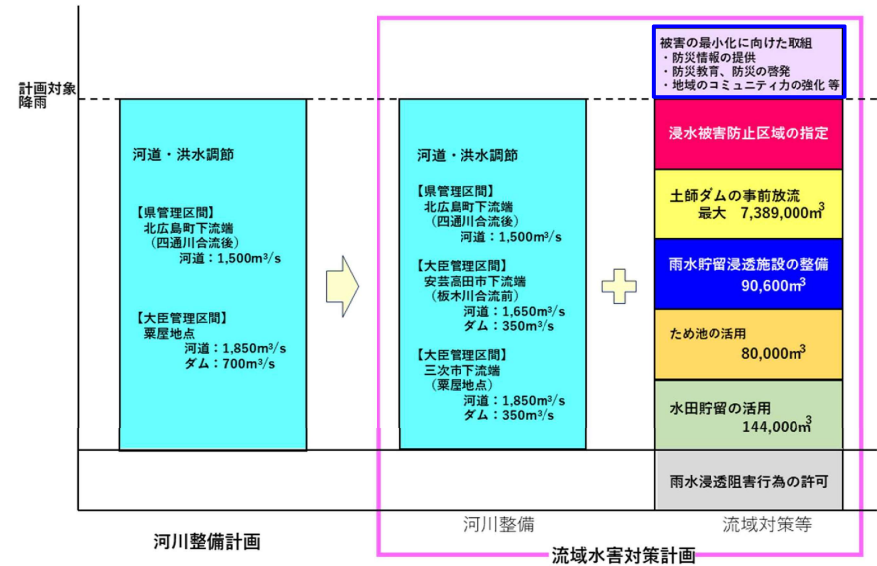


※計画対象降雨
土師ダム上流(広島県管理区間):平成11年6月
土師ダム下流(大臣管理区間):昭47年7月

※計画対象降雨
土師ダム上流(広島県管理区間):昭47年7月
土師ダム下流(大臣管理区間):令和3年8月

図 2-1 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策

意見聴取 素案



※計画対象降雨
土師ダム上流・下流(県管理区間):平成11年6月
土師ダム下流(大臣管理区間):昭47年7月

※計画対象降雨
土師ダム上流:昭47年7月
土師ダム下流:令和3年8月

図 2-1 浸水被害対策の基本的な考え方及び3つの視点からの対策

2. 江の川流域水害対策計画(素案)の意見聴取

◆意見聴取の概要

- 期間：令和6年1月15日(月)～令和6年2月13日(火)[30日間]
- 方法：WEBサイトへの掲載、意見箱等の設置
- 広報：SNS(X、Facebook、LINE)や広報誌への掲載

意見箱等の設置(抜粋)



広報誌(例:安芸高田市)

江の川流域の水害対策案がまとまりました

2022年に指定された「特定都市河川流域」の水害対策を、国・県・広島市などにも協議し、2023年12月に「流域水害対策計画」の素案がまとまりました。

水害に強いまち(流域)づくりを目指し、関係者が一体となって対策を講じていきます。

【計画内容】概ね2033年まで、河川整備、堤防整備、調整池設置、雨水排水整備、雨水ポンプの設置

対策が実現すれば、2021年8月の大雨に相当する規模の降雨に対して想定される最大浸水の軽減など、流域における水害の大幅な軽減が期待できます。

流域水害対策によって見込める効果

浸水被害想定	対策前	対策後
浸水被害想定(人)	30	10
浸水被害想定(世帯)	10	3
浸水被害想定(建物)	100	30
浸水被害想定(家財)	1000	300

ご意見を募集しています

「江の川流域水害対策協議会」では、策定した水害対策案に関する皆さんの意見を広く募集しています。

【受付期間】2月13日(火)

※意見もこちらで受け付けています。

地元メディア(例:三次河川国道事務所)

三次河川国道事務所 からの お知らせ

三次ケーブルビジョン ピオネット
令和6年1月10日放送 あっちこっち三次

WEBサイト(例:三次河川国道事務所) X(例:三次河川国道事務所)

江の川流域水害対策計画(素案)に対するご意見を募集

「江の川流域水害対策計画(素案)」を作成しましたので、関係する住民の皆様から広くご意見を募集します。

1) 意見を募集する資料等
意見を募集する資料はこちら

- 江の川流域水害対策計画(素案) (PDF)

なお、「江の川流域水害対策計画(素案)」の概要(参考資料)につきましては、こちらをご覧ください。

- 【参考資料】江の川流域水害対策計画の概要 (PDF)

地区ごとの浸水範囲の時間変化

三次市下志和地区
三次市上志和地区
三次市上川立地区
安芸高田市深瀬地区
安芸高田市深瀬戸地区
安芸高田市常友地区
安芸高田市国府地区

WEBサイト(例:広島県)

江の川流域水害対策計画(素案)に対する意見募集(パブリックコメント)

【概要】
江の川上流域の流域水害対策計画を立てる第3回江の川流域水害対策協議会を、令和5年12月27日に開催し、「江の川流域水害対策計画(素案)」を公表しました。
対策計画(素案)には、江の川上流域の洪水軽減に向け、おおむね20年で取り組む河川の整備や雨水貯留浸透施設の整備、水害リスクを踏まえた土地利用の検討などの流域対策を盛り込んでいます。
流域水害対策計画の策定にあたって、江の川流域水害対策計画(素案)に対し、住民の皆様から幅広くご意見を伺います。

【公表資料】
● 江の川流域水害対策計画(素案) (PDFファイル/9.33MB)

国土交通省 三次河川国道事務所 @miyoshi_mlit

【#特定都市河川】江の川上流域の浸水被害の軽減を目指すため、「#江の川流域水害対策計画(素案)」を取りまとめましたので、関係する住民の皆様からご意見を募集します。期間は、令和6年1月15日(月)～令和6年2月13日(火)です。詳細は、下記URLよりご確認ください。
cgr.mlit.go.jp/miyoshi/river/...

Facebook(例:三次市)

広島県三次市miyoshi-city

江の川上流域の浸水被害の軽減を図るため、「#江の川流域水害対策計画(素案)」を取りまとめました。関係する皆さんから広く意見を募集しています。

募集期間：2月13日(火)まで

皆さんからのご意見をお待ちしています

LINE(例:北広島町)

◆意見募集◆
令和4年7月に特定都市河川指定を受けた江の川流域では、浸水被害対策等を流域一帯で計画的に進めるための流域水害対策計画の策定を進めています。
この度、取りまとめられた計画(素案)について、皆さんからのご意見を募集します。

3. 住民意見聴取における主な意見と対応

No.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2024.1.15)	計画書(案) (2024.2.29)
1	第1章 第1節 第1項	3	5行目以降に、農地の荒廃化(原野化)により、治水能力が低下している旨を記載してはいかがか。 農地は減っているはずだが、グラフでは減っていないように見える。	江の川特定都市河川流域内の土地利用の変遷について記載しており、変化は見受けられません。 なお、P39 第7章第4節に記載のとおり、雨水の一時的な保水・遊水機能を有する農地の保全に努めます。	—	—
2	第1章 第1節 第2項	7	今までの江の川水系河川整備計画で流域治水に対応できなかった理由を追記してはいかがか。	河川整備計画では、計画に定める河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水において、氾濫による家屋の浸水被害を防止することとしており、流域水害対策計画では、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)を含めた流域に関わる関係者が協働して水災害対策に取り組む計画です。	—	—
3	第1章 第2節	12	表1-5に、洪水時の浸水面積を追記してはいかがか。 各洪水の降水量と浸水面積を対比することで、降雨量に対する浸水面積が時代とともに減少していることが分かり、河川整備の効果を示すことができるのではないかと。S47以降、霞堤を閉じる改修工事をいくつも行っており、被害を軽減できているはずである。河川整備の効果を記述できないか？	表1-5に浸水面積を追記します。	—	(浸水面積追記)
4	第1章 第2節	13	島根県側の写真を、流域内の県河川の被害状況の写真に差し替えてはいかがか。区域外の写真よりも区域内の写真の方が良い。	写真を差し替えます。	—	(写真差し替え)

(素案)

第2節 江の川流域における過去の浸水被害の状況

江の川流域では過去に大規模な浸水被害が発生しており、特に昭和47年7月の洪水では、床上、床下浸水による被害家屋が約7,000戸を超え戦後最大の洪水被害となった。また、近年においても令和3年8月洪水において、500戸を超える浸水被害が生じている。

表1-5 江の川流域の主要洪水一覧表

発生年月	発生原因	粟屋上流域 2日雨量 (mm/2日)	被害状況(戸)		
			家屋全・半壊	床上浸水	床下浸水
昭和20年9月	台風	208	—	—	—
昭和40年6月	梅雨	185	753		770
昭和40年7月	梅雨	179	—	—	—
昭和47年7月	梅雨	329	137	4,730	2,735
昭和58年7月	前線	161	5	59	453
昭和60年7月	前線	243	8	26	473
平成7年7月	梅雨	227	0	0	19
平成10年10月	台風	126	0	1	31
平成11年6月	前線	128	0	11	198
平成18年7月	梅雨	108	0	2	27
平成18年9月	台風	192	3	77	175
平成22年7月	前線	207	0	3	22
平成30年7月	前線	333	199	7	148
令和2年7月	前線	188	0	4	34
令和3年8月	前線	300	0	619	

注1) 浸水戸数は水害統計調査より三次市、安芸高田市、北広島町の浸水被害を集計
昭和20年9月及び昭和40年7月は水害統計調査に記載がない
注2) 令和3年8月洪水の浸水戸数は水害統計調査が無いため直轄沿川(広島県側)の被害を集計

(案)

第2節 江の川流域における過去の浸水被害の状況

江の川流域では過去に大規模な浸水被害が発生しており、特に昭和47年7月の洪水では、床上、床下浸水による被害家屋が約7,000戸を超え戦後最大の洪水被害となった。また、近年においても令和3年8月洪水において、500戸を超える浸水被害が生じている。

表1-5 江の川流域の主要洪水一覧表

発生年月	発生原因	粟屋上流域 2日雨量 (mm/2日)	被害状況			
			浸水面積 (ha)	家屋全・ 半壊(戸)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)
昭和20年9月	台風	208	—	—	—	—
昭和40年6月	梅雨	185	193	753		770
昭和40年7月	梅雨	179	—	—	—	—
昭和47年7月	梅雨	329	4,802	137	4,730	2,735
昭和58年7月	前線	161	443	5	59	453
昭和60年7月	前線	243	477	8	26	473
平成7年7月	梅雨	227	49	0	0	19
平成10年10月	台風	126	39	0	1	31
平成11年6月	前線	128	82	0	11	198
平成18年7月	梅雨	108	2	0	2	27
平成18年9月	台風	192	26	3	77	175
平成22年7月	前線	207	1	0	3	22
平成30年7月	前線	333	74	199	7	148
令和2年7月	前線	188	26	0	4	34
令和3年8月	前線	300	187	0	603	

注1) 浸水戸数は水害統計調査より三次市、安芸高田市、北広島町の浸水被害を集計
昭和20年9月及び昭和40年7月は水害統計調査に記載がない
注2) 令和3年8月洪水は水害統計調査が無いため直轄沿川(広島県側)の被害を集計

3. 住民意見聴取における主な意見と対応

No.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2024.1.15)	計画書(案) (2024.2.29)
1	第1章 第1節 第1項	3	5行目以降に、農地の荒廃化(原野化)により、治水能力が低下している旨を記載してはいかがか。 農地は減っているはずだが、グラフでは減っていないように見える。	江の川特定都市河川流域内の土地利用の変遷について記載しており、変化は見受けられません。 なお、P39 第7章第4節に記載のとおり、雨水の一時的な保水・遊水機能を有する農地の保全に努めます。	—	—
2	第1章 第1節 第2項	7	今までの江の川水系河川整備計画で流域治水に対応できなかった理由を追記してはいかがか。	河川整備計画では、計画に定める河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水において、氾濫による家屋の浸水被害を防止することとしており、流域水害対策計画では、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)を含めた流域に関わる関係者が協働して水災害対策に取り組む計画です。	—	—
3	第1章 第2節	12	表1-5に、洪水時の浸水面積を追記してはいかがか。 各洪水の降水量と浸水面積を対比することで、降雨量に対する浸水面積が時代とともに減少していることが分かり、河川整備の効果を示すことができるのではないかと。S47以降、霞堤を閉じる改修工事をいくつも行っており、被害を軽減できているはずである。河川整備の効果を記述できないか？	表1-5に浸水面積を追記します。	—	(浸水面積追記)
4	第1章 第2節	13	島根県側の写真を、流域内の県河川の被害状況の写真に差し替えてはいかがか。区域外の写真よりも区域内の写真の方が良い。	写真を差し替えます。	—	(写真差し替え)

(素案)



写真1-1 昭和47年7月洪水浸水状況 (左: 江津市桜江町川戸、右: 三次市十日市)



写真1-2 昭和58年7月洪水浸水状況 (左: 江津市桜江町、右: 三次市三次町)



写真1-3 平成30年7月洪水浸水状況 (左: 江津市松川町、右: 三次市三次町)



写真1-4 令和3年8月洪水浸水状況 (左: 安芸高田市川向、右: 安芸高田市瀬戸)

(案)



写真1-1 昭和47年7月洪水浸水状況 (左: 北広島町壬生、右: 三次市十日市)



写真1-2 昭和58年7月洪水浸水状況 (三次市三次町)

写真1-3 平成11年6月洪水浸水状況 (北広島町本地)



写真1-4 平成30年7月洪水浸水状況 (左: 安芸高田市深瀬、右: 三次市三次町)



写真1-5 令和3年8月洪水浸水状況 (左: 安芸高田市川向、右: 安芸高田市瀬戸)

3. 住民意見聴取における主な意見と対応

No.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2024.1.15)	計画書(案) (2024.2.29)
5	第1章 第3節	15	「141.6k」に「141.6k(〇〇地区)」のように地域名を加えてはいかがか。	地域名を追記します。	第1章 第3節 江の川 特定都市河川流域における現状の課題 粟屋地点周辺は、河川が蛇行するとともに、川幅が狭窄しているが、上記の理由により狭窄部の解消が難しく、その結果、141.6kより上流で水位上昇が顕著に生じる状況にある。	第1章 第3節 江の川 特定都市河川流域における現状の課題 粟屋地点周辺は、河川が蛇行するとともに、川幅が狭窄しているが、上記の理由により狭窄部の解消が難しく、その結果、141.6k(粟屋地点)より上流で水位上昇が顕著に生じる状況にある。
6		22	安芸高田市甲田町高田原と三次市川立の境にある境谷川(サカイタニガワ)が河川対象区間に入っていないのは、なぜなのでしょう？ 過去の安芸高田市甲田町高田原地区の浸水被害の多くはこの川の氾濫によって起こっている。	特定都市河川に指定できる河川は、河川法第3条第1項に規定する河川(一級河川及び二級河川)に限られており、境谷川は普通河川であるため、特定都市河川対象河川ではありません。	—	—
7		22	また、芸備線線路変更に伴う河川改修によって、氾濫の被害はより大きなものとなっております。 尚、芸備線線路変更時の河川改修に伴う住民説明会にて「ポンプの設置等の対策をとる」と説明されておりましたが、今回の対策計画別に計画されておりますでしょうか？	芸備線線路変更に伴う河川改修によって、被害がより大きなものとなっていることについては確認できていません。 なお、P37 第7章第1節 表7-1に記載のとおり、雨水貯留浸透施設やポンプ施設の整備を位置付けています。	—	—
8	第4章 第1節 第1項	31	樹木の「伐採」は、「伐根」や「芽止め」とすべきである。伐採だけでは次の芽がでてきて、度々伐採しなければならなくなるので、伐根・芽止めが必要である。	伐採にあわせ伐根を実施します。	—	—

(素案)

第3節 江の川特定都市河川流域における現状の課題

江の川上流域は、三次市、安芸高田市、北広島町の市街化区域等（安芸高田市、北広島町の家屋が連担した地域の中心部と、安芸高田市役所、北広島町役場等が立地）の人口・資産が集積した区域を流れる河川である。

また、三次盆地は、三川合流以後も狭窄部が続くため、三次市街地でも水位が高く、粟屋地点周辺の狭窄部を開削した場合、下流への流量増加により、三次市街地への負荷が増大する。粟屋地点周辺は、河川が蛇行するとともに、川幅が狭窄しているが、上記の理由により狭窄部の解消が難しく、その結果、141.6kより上流で水位上昇が顕著に生じる状況にある。

【流域の課題】

現在もなお内水氾濫等による被害が発生しているなかで、気候変動の影響も踏まえ、ため池の活用や雨水貯留浸透施設などの流域対策のより一層の強化を図るとともに、水害リスクを踏まえた土地の利用、防災まちづくりの検討が必要である。

【河川の課題】

江の川では現在も河川改修による流下能力向上を継続しているものの、粟屋地点周辺の拡幅や掘削等による抜本的な河道改修は当面困難な状況である。このため、江の川上流域の治水安全度向上においては、当面は、粟屋地点周辺の狭窄部の開削を行えない状況を踏まえ、下流部への負荷を増大させずに河川改修を進める必要があることから、流域全体での雨水貯留浸透施設の整備などの貯める対策が必要である。

【下水道の課題】

流域内において、安芸高田市では現在、雨水管理総合計画の策定が検討されている。北広島町では、雨水計画は策定されているものの事業実施にはいたっていない。三次市では雨水計画は策定されていない。

また、雨水貯留についてはいずれの市町においても下水道事業計画に位置付けられておらず、排水先の河川の整備状況等を勘案し、計画を検討・策定していく必要がある。

(案)

第3節 江の川特定都市河川流域における現状の課題

江の川上流域は、三次市、安芸高田市、北広島町の市街化区域等（安芸高田市、北広島町の家屋が連担した地域の中心部と、安芸高田市役所、北広島町役場等が立地）の人口・資産が集積した区域を流れる河川である。

また、三次盆地は、三川合流以後も狭窄部が続くため、三次市街地でも水位が高く、粟屋地点周辺の狭窄部を開削した場合、下流への流量増加により、三次市街地への負荷が増大する。粟屋地点周辺は、河川が蛇行するとともに、川幅が狭窄しているが、上記の理由により狭窄部の解消が難しく、その結果、141.6k（粟屋地点）より上流で水位上昇が顕著に生じる状況にある。

【流域の課題】

現在もなお内水氾濫等による被害が発生しているなかで、気候変動の影響も踏まえ、ため池の活用や雨水貯留浸透施設などの流域対策のより一層の強化を図るとともに、水害リスクを踏まえた土地の利用、防災まちづくりの検討が必要である。

【河川の課題】

江の川では現在も河川改修による流下能力向上を継続しているものの、粟屋地点周辺の拡幅や掘削等による抜本的な河道改修は当面困難な状況である。このため、江の川上流域の治水安全度向上においては、当面は、粟屋地点周辺の狭窄部の開削を行えない状況を踏まえ、下流部への負荷を増大させずに河川改修を進める必要があることから、流域全体での雨水貯留浸透施設の整備などの貯める対策が必要である。

【下水道の課題】

流域内において、安芸高田市では現在、雨水管理総合計画の策定が検討されている。北広島町では、雨水計画は策定されているものの事業実施にはいたっていない。三次市では雨水計画は策定されていない。

また、雨水貯留についてはいずれの市町においても下水道事業計画に位置付けられておらず、排水先の河川の整備状況等を勘案し、計画を検討・策定していく必要がある。

3. 住民意見聴取における主な意見と対応

No.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2024.1.15)	計画書(案) (2024.2.29)
5	第1章 第3節	15	「141.6k」に「141.6k(〇〇地区)」のように地域名を加えてはいかがか。	地域名を追記します。	第1章 第3節 江の川 特定都市河川流域における現状の課題 栗屋地点周辺は、河川が蛇行するとともに、川幅が狭窄しているが、上記の理由により狭窄部の解消が難しく、その結果、141.6kより上流で水位上昇が顕著に生じる状況にある。	第1章 第3節 江の川 特定都市河川流域における現状の課題 栗屋地点周辺は、河川が蛇行するとともに、川幅が狭窄しているが、上記の理由により狭窄部の解消が難しく、その結果、141.6k(栗屋地点)より上流で水位上昇が顕著に生じる状況にある。
6		22	安芸高田市甲田町高田原と三次市川立の境にある境谷川(サカイタニガワ)が河川対象区間に入っていないのは、なぜなのでしょう？ 過去の安芸高田市甲田町高田原地区の浸水被害の多くはこの川の氾濫によって起こっている。	特定都市河川に指定できる河川は、河川法第3条第1項に規定する河川(一級河川及び二級河川)に限られており、境谷川は普通河川であるため、特定都市河川対象河川ではありません。	—	—
7		22	また、芸備線線路変更に伴う河川改修によって、氾濫の被害はより大きなものとなっております。 尚、芸備線線路変更時の河川改修に伴う住民説明会にて「ポンプの設置等の対策をとる」と説明されておりましたが、今回の対策計画別に計画されておりますでしょうか？	芸備線線路変更に伴う河川改修によって、被害がより大きなものとなっていることについては確認できていません。 なお、P37 第7章第1節 表7-1に記載のとおり、雨水貯留浸透施設やポンプ施設の整備を位置付けています。	—	—
8	第4章 第1節 第1項	31	樹木の「伐採」は、「伐根」や「芽止め」とすべきである。伐採だけでは次の芽がでてきて、度々伐採しなければならなくなるので、伐根・芽止めが必要である。	伐採にあわせ伐根を実施します。	—	—

3. 住民意見聴取における主な意見と対応

No.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2024.1.15)	計画書(案) (2024.2.29)
9	第4章 第1節 第1項	31	160.8k～162.0k付近までの間を連続して記載いただきたい。この区間は連続して土砂の堆積や樹木があるので、連続した掘削・伐採が必要である。	第4章 特定都市河川の整備に関する事項に記載のとおり実施することで、流域の治水安全度を早期に向上させることとしており、その対策箇所として予定している箇所を記載しています。 ご意見いただいた箇所については、現地状況の変化に応じ、必要な場合は対応します。	—	—
10	第4章 第1節 第2項	32	広島県が行う河川の整備 志路原川の支川地面川合流点から上流3.3kmとあるが、他の地区でも河道拡幅は必要な所の対策は有るのか。又、県が行わない所は国で行うのか。 現状、志路原川の河道は整備されていないのが課題である。	本計画では、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨(計画対象降雨)を定め、床上浸水被害を解消し、各地域の安全度の向上を目指すこととしており、志路原川において対策が必要な箇所は記載のとおり支川地面川合流点から上流3.3kmのみとなります。 なお、県管理区間においては、現時点で国で整備を行う予定はありません。	—	—
11	第5章	33	内容がさみしい。もっと記述することはないか。	本計画において、河川管理者が雨水貯留浸透施設の整備を実施する予定はありません。今後の計画管理において必要となった場合には検討することとしています。	—	—
12	第7章 第1節	37	雨水貯留浸透施設について、北広島町今田地区が予定されているが、計画は何年に具体的な方針はどのようになっているか。	近年の豪雨災害において、河川が蛇行する箇所です。計画は令和6年度から詳細な検討を実施することとしており、この中で具体的な方針を決定していく予定です。	—	—

3. 住民意見聴取における主な意見と対応

No.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2024.1.15)	計画書(案) (2024.2.29)
13	第7章 第1節	37	安芸高田市が実施する対策への追加希望 排水路の新設 樋門が閉まった時点で内水の水嵩が ますときに一定の高さから下流である 川立側に増水した水を排水する水路 の新設は出来ませんか。	瀬戸地区の最下流部に調整池を 位置付けています。 今後、計画を具体化していく中で、 調整池からの排水路を含めて、最も 適切な対策となるよう検討します。	—	—
14	第7章 第1節	37	安芸高田市八千代町の大和ため池 を活用してはいかがか。	大和ため池の下流地域において は、計画対象降雨に対して解消す べき床上浸水被害が想定されてい ません(計画案第3章 都市浸水想 定を参照ください)。 また、大和ため池は、以前から低 水位管理(普段から池の水位を下 げて管理すること)が行われている ので、現況の状態を継続すること で一定程度の貯留機能があります。 以上のことから、現段階において、 大和ため池は計画に位置付けてい ません。	—	—
15	第7章 第3節	38	水田貯留に関する記述に、「農業者 からの協力が得られるよう、〇〇が調 整を図る。」というように、誰が農業者 と調整を図るか記載したほうが良い のではないか。	関係自治体を中心に、計画策定 主体連携のもと、調整を図ります。	—	—
16	第7章 第3節	38	「田んぼダム」について、安芸高田市 の取組はどうか。	安芸高田市の取組を位置付けま す。	—	(貯留量記載)

(素案)

第3節 水田貯留

流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。

なお、水田貯留にあたっては、圃場の再整備（水田の大型化）にあわせ、水管理の自動化（スマート田んぼダム）や、水路改修などの農地整備につながる施策との連携に努めるものとする。

表7-3 水田貯留

市町	貯留量(m ³)
三次市	144,000

注) 水田貯留の実施については、作物の生産に影響を与えない範囲で行うため、営農状況や時期によっては水田貯留ができない場合がある。

今後、水田貯留を行う農業者からの協力が得られるよう調整を図る。

なお、貯留量は床上浸水が想定される地区の半数の田んぼで10cmの貯留が可能となった場合の量であることから、現地の状況や今後の調整により変更となる場合がある。

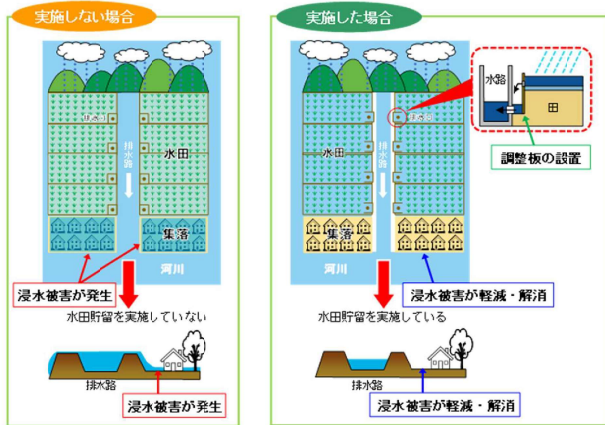
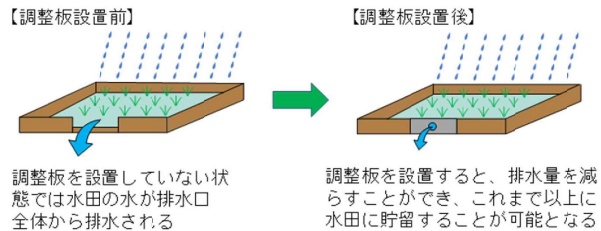


図 7-1 水田貯留のイメージ

(案)

第3節 水田貯留

流域内の水田を対象として、所有者の同意のもと排水口に調整板を設置することで、排水量を調整する水田貯留を積極的に推進する。

なお、水田貯留にあたっては、圃場の再整備（水田の大型化）にあわせ、水管理の自動化（スマート田んぼダム）や、水路改修などの農地整備につながる施策との連携に努めるものとする。

表7-3 水田貯留（注1）

市町	貯留量
三次市	144,000 m ³ （注2）
安芸高田市	20,000 m ³ （注3）

（注1）水田貯留の実施については、作物の生産に影響を与えない範囲で行うため、営農状況や時期によっては水田貯留ができない場合がある。

今後、水田貯留を行う農業者からの協力が得られるよう調整を図る。

（注2）貯留量は床上浸水が想定される地区の半数の水田で10cmの貯留が可能となった場合の量であることから、現地の状況や今後の調整により変更となる場合がある。

（注3）貯留量は常友地区上流部の比較的平坦地の半数の水田で10cmの貯留が可能となった場合の量としており、現地の状況や今後の調整により取組範囲の追加も含めて変更となる場合がある。

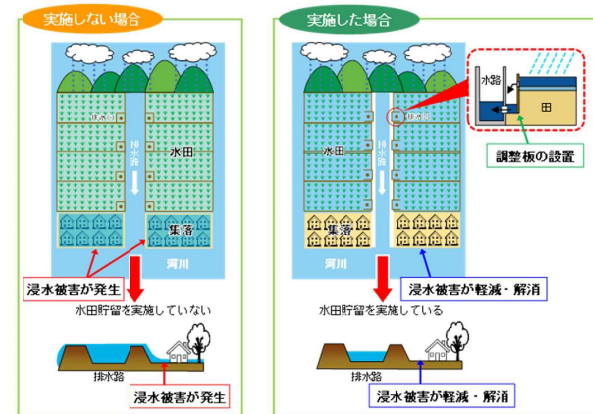
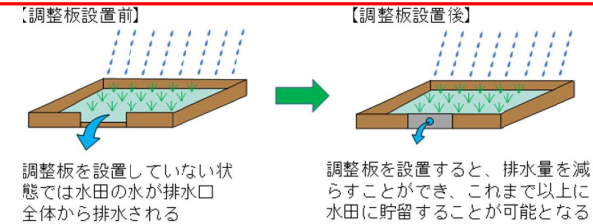


図 7-1 水田貯留のイメージ

3. 住民意見聴取における主な意見と対応

No.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2024.1.15)	計画書(案) (2024.2.29)															
17	第7章 第1節	37~39	<p>この計画書を流域住民や、流域自治体が見て色々な事に取り組み、確実に進めていくために、以下の内容を検討ください</p> <p>計画に関連する具体的事業名や補助金制度と詳細が検索できるように掲載する。</p> <p>P39 第7章第4節「ひろしまの森づくり事業・・・」と言った具体的な現在活用出来る事業や補助金制度名、問い合わせ先や紹介ホームページなどを載せることはできないか。</p> <p>例)P37 第7章第2節 多面的機能支払交付金など農業振興につながる施策</p> <p>例)別のページ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>頁</th> <th>事業名</th> <th>メニュー</th> <th>紹介ホームページ</th> <th>問合せ先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37</td> <td>①多面的機能支払交付金事業</td> <td>田んぼダム</td> <td></td> <td>広島県庁農業基盤課</td> </tr> <tr> <td>39</td> <td>②ひろしまの森づくり事業</td> <td>里山林対策</td> <td></td> <td>広島県庁森林保全課</td> </tr> </tbody> </table> <p>要望 田んぼダム</p> <p>中山間地において、畦畔の高い農地に田んぼダムの設置を進めたことにより、のり面が崩れるかもしれないため、設置できる場所は平野部に限定した方がよい。したがって、場合によっては畦畔の補強や浸水地域に限定して手厚く実施者や自治体に補助する事を検討していただきたい。</p> <p>既存の事業について、積極的に活用されていない実態があるとするれば、なぜ活用されていないか。また、より活用していただくためにはどうすれば良いかも、省庁間や自治体と検討も併せてお願いします。</p>	頁	事業名	メニュー	紹介ホームページ	問合せ先	37	①多面的機能支払交付金事業	田んぼダム		広島県庁農業基盤課	39	②ひろしまの森づくり事業	里山林対策		広島県庁森林保全課	<p>本計画は、策定主体における取組を位置付けるものであり、事業を位置付けるものではありません。</p> <p>なお、流域治水を推進するため、関係省庁間で連携を図っており、国土交通省のウェブサイトにおいて、各省庁における支援制度を一元化した「流域治水対策等の主な支援事業」を作成・公表しています。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/pdf/ryuikitaisaku1.pdf</p>	-	-
頁	事業名	メニュー	紹介ホームページ	問合せ先																	
37	①多面的機能支払交付金事業	田んぼダム		広島県庁農業基盤課																	
39	②ひろしまの森づくり事業	里山林対策		広島県庁森林保全課																	

3. 住民意見聴取における主な意見と対応

No.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2024.1.15)	計画書(案) (2024.2.29)
18	第11章 第1節	44	「河川協力団体等」とは、具体的にどのような団体なのか記載したほうが良いのではないか。	「河川協力団体等」について、追記します。	—	(河川協力団体等について追記)
19	第12章 第1節	46	図12-1の右の写真は三次市ではなく安芸高田市での開催状況の写真ではないか。	図12-1の写真を差し替えます。	—	(写真差し替え)
20			<p>兵庫県の土木関係に29年勤め、兵庫防災特別推進員をしているものの意見ですが江の川流域水害対策計画(素案)では、土のうを積む方がましで、この計画は天下りOBやゼネコンやポンプ屋の為の計画で税金の無駄遣いになります。</p> <p>https://www.hrr.mlit.go.jp/river/chikumagawateibouchousa/chikumahoukokusyo-issniki.pdf (千曲川堤防調査委員会報告書)</p> <p>のように改修しても土の堤防なら越水決壊で、堤防の土が宅地に流入して、被害を増大します。また排水ポンプはP86の図のように、大雨時停止する設定でしか運転できないので、</p> <p>https://web.pref.hyogo.lg.jp/nhk09/sougoutisuikeikaku/documents/kyougikai-4-3.pdf (加古川流域圏地域総合治水推進計画 素案)</p> <p>減災効果はありません。</p>	<p>計画対象区間では、浸水被害が頻発しており、気候変動による降雨の増大も予測されていることから、河川整備等の治水事業や流域対策等は必要と考えます。</p> <p>位置付けた様々な対策に取り組むことで、減災効果として、本計画における計画対象降雨に対して、床上浸水を防止できると考えます。</p> <p>本計画における計画対象降雨を超過する場合は、ご意見のような事象が発生することが想定されるため、第13章第2節に記載のとおり、計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応を流域のあらゆる関係者と連携し、取り組みます。</p>	—	—

(素案)

第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定する。

また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。

区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項を踏まえ、関係部局（河川、下水道、都市計画、農林、防災その他の関係部局）が緊密に連携し、検討を行うことが必要である。河川管理者等は、指定権者に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定を行うものとする。

貯留機能保全区域の指定にあたっては、都市浸水想定区域や、ハード整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水が想定される区域について、水田等の土地利用形態や住家の立地等の土地利用の状況等を考慮した上で、広島県知事が市長及び町長からの意見聴取等を実施し、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。

指定に向けた合意形成にあたっては、流域における浸水の拡大を抑制する観点から、指定により土地の保全を図ることが重要であること、河川と隣接する区域や水域として連続する区域などは生物の生息・生育・繁殖環境にとっても重要であること、土地の貯留機能を保全することから区域内の水害リスクやごみ等の流入が残ること等について説明し、土地の所有者や利害関係人等の理解の促進に努める。

また、貯留機能保全区域における堆積ゴミ等の対策については、河川協力団体等地域との連携を検討する。

(案)

第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定する。

また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあるエリアに対し、住民等の生命及び身体の保護のため、当該土地について、「浸水被害防止区域」に指定する。

区域の指定の検討に当たっては、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項を踏まえ、関係部局（河川、下水道、都市計画、農林、防災その他の関係部局）が緊密に連携し、検討を行うことが必要である。河川管理者等は、指定権者に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行う。

第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定を行うものとする。

貯留機能保全区域の指定にあたっては、都市浸水想定区域や、ハード整備後においても堤防からの越水や無堤部からの溢水及び内水等による浸水が想定される区域について、水田等の土地利用形態や住家の立地等の土地利用の状況等を考慮した上で、広島県知事が市長及び町長からの意見聴取等を実施し、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。

指定に向けた合意形成にあたっては、流域における浸水の拡大を抑制する観点から、指定により土地の保全を図ることが重要であること、河川と隣接する区域や水域として連続する区域などは生物の生息・生育・繁殖環境にとっても重要であること、土地の貯留機能を保全することから区域内の水害リスクやごみ等の流入が残ること等について説明し、土地の所有者や利害関係人等の理解の促進に努める。

また、貯留機能保全区域における堆積ゴミ等の対策については、河川協力団体等^(※)地域との連携を検討する。

※ 河川協力団体とは、河川の維持、河川環境の保全などの河川の管理につながる活動を自発的に行っており、河川管理者より法律に基づいて指定を受けた民間団体等のことである。

3. 住民意見聴取における主な意見と対応

No.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2024.1.15)	計画書(案) (2024.2.29)
18	第11章 第1節	44	「河川協力団体等」とは、具体的にどのような団体なのか記載したほうが良いのではないか。	「河川協力団体等」について、追記します。	—	(河川協力団体等について追記)
19	第12章 第1節	46	図12-1の右の写真は三次市ではなく安芸高田市での開催状況の写真ではないか。	図12-1の写真を差し替えます。	—	(写真差し替え)
20			<p>兵庫県の土木関係に29年勤め、兵庫防災特別推進員をしているものの意見ですが江の川流域水害対策計画(素案)では、土のうを積む方がましで、この計画は天下りOBやゼネコンやポンプ屋の為の計画で税金の無駄遣いになります。</p> <p>https://www.hrr.mlit.go.jp/river/chikumagawateibouchousa/chikumahoukokusyo-issniki.pdf (千曲川堤防調査委員会報告書)</p> <p>のように改修しても土の堤防なら越水決壊で、堤防の土が宅地に流入して、被害を増大します。また排水ポンプはP86の図のように、大雨時停止する設定でしか運転できないので、</p> <p>https://web.pref.hyogo.lg.jp/nhk09/sougoutisuikeikaku/documents/kyougikai-4-3.pdf (加古川流域圏地域総合治水推進計画 素案)</p> <p>減災効果はありません。</p>	<p>計画対象区間では、浸水被害が頻発しており、気候変動による降雨の増大も予測されていることから、河川整備等の治水事業や流域対策等は必要と考えます。</p> <p>位置付けた様々な対策に取り組むことで、減災効果として、本計画における計画対象降雨に対して、床上浸水を防止できると考えます。</p> <p>本計画における計画対象降雨を超過する場合は、ご意見のような事象が発生することが想定されるため、第13章第2節に記載のとおり、計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応を流域のあらゆる関係者と連携し、取り組みます。</p>	—	—

(素案)

第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第1節 リスクコミュニケーションの充実

流域のあらゆる関係者による更なる信頼関係の醸成を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、地域のコミュニティを強化するための対話や協働の場の提供・洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民の避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報収集・提供に向けた取組等について推進する。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画や業務継続計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し、避難行動の住民共助体制の確立を図り避難確保の実効性を高める。



防災ワークショップの開催
(令和4年11月5日：安芸高田市)

自主防災組織連絡会の開催
(令和4年6月4日：三次市)

図 12-1 防災ワークショップ・自主防災組織連絡会開催状況

(案)

第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第1節 リスクコミュニケーションの充実

流域のあらゆる関係者による更なる信頼関係の醸成を図ることを念頭に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、地域のコミュニティを強化するための対話や協働の場の提供・洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民の避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報収集・提供に向けた取組等について推進する。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画や業務継続計画の作成、実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、助言・勧告制度を活用し、避難行動の住民共助体制の確立を図り避難確保の実効性を高める。



防災ワークショップの開催
(令和4年11月5日：安芸高田市)

自主防災組織連絡会の開催
(令和4年6月4日：三次市)

図 12-1 防災ワークショップ・自主防災組織連絡会開催状況

3. 住民意見聴取における主な意見と対応

No.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2024.1.15)	計画書(案) (2024.2.29)
18	第11章 第1節	44	「河川協力団体等」とは、具体的にどのような団体なのか記載したほうが良いのではないか。	「河川協力団体等」について、追記します。	—	(河川協力団体等について追記)
19	第12章 第1節	46	図12-1の右の写真は三次市ではなく安芸高田市での開催状況の写真ではないか。	図12-1の写真を差し替えます。	—	(写真差し替え)
20			<p>兵庫県の土木関係に29年勤め、兵庫防災特別推進員をしているものの意見ですが江の川流域水害対策計画(素案)では、土のうを積む方がましで、この計画は天下りOBやゼネコンやポンプ屋の為の計画で税金の無駄遣いになります。</p> <p>https://www.hrr.mlit.go.jp/river/chikumagawateibouchousa/chikumahoukokusyo-issniki.pdf (千曲川堤防調査委員会報告書)</p> <p>のように改修しても土の堤防なら越水決壊で、堤防の土が宅地に流入して、被害を増大します。また排水ポンプはP86の図のように、大雨時停止する設定でしか運転できないので、</p> <p>https://web.pref.hyogo.lg.jp/nhk09/sougoutisuikeikaku/documents/kyougikai-4-3.pdf (加古川流域圏地域総合治水推進計画 素案)</p> <p>減災効果はありません。</p>	<p>計画対象区間では、浸水被害が頻発しており、気候変動による降雨の増大も予測されていることから、河川整備等の治水事業や流域対策等は必要と考えます。</p> <p>位置付けた様々な対策に取り組むことで、減災効果として、本計画における計画対象降雨に対して、床上浸水を防止できると考えます。</p> <p>本計画における計画対象降雨を超過する場合は、ご意見のような事象が発生することが想定されるため、第13章第2節に記載のとおり、計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応を流域のあらゆる関係者と連携し、取り組みます。</p>	—	—

4. その他修正箇所

No.	計画書の項目	該当ページ	意見	対応	計画書(素案) (2024.1.15)	計画書(案) (2024.2.29)
1	第1章 第2節	12		令和3年8月洪水の被害状況(床上浸水・床下浸水)の戸数を修正しました。	—	(令和3年8月洪水の被害状況:619戸→603戸)

(素案)

第2節 江の川流域における過去の浸水被害の状況

江の川流域では過去に大規模な浸水被害が発生しており、特に昭和47年7月の洪水では、床上、床下浸水による被害家屋が約7,000戸を超え戦後最大の洪水被害となった。また、近年においても令和3年8月洪水において、500戸を超える浸水被害が生じている。

表1-5 江の川流域の主要洪水一覧表

発生年月	発生原因	粟屋上流域 2日雨量 (mm/2日)	被害状況(戸)		
			家屋全・半壊	床上浸水	床下浸水
昭和20年9月	台風	208	—	—	—
昭和40年6月	梅雨	185	753		770
昭和40年7月	梅雨	179	—	—	—
昭和47年7月	梅雨	329	137	4,730	2,735
昭和58年7月	前線	161	5	59	453
昭和60年7月	前線	243	8	26	473
平成7年7月	梅雨	227	0	0	19
平成10年10月	台風	126	0	1	31
平成11年6月	前線	128	0	11	198
平成18年7月	梅雨	108	0	2	27
平成18年9月	台風	192	3	77	175
平成22年7月	前線	207	0	3	22
平成30年7月	前線	333	199	7	148
令和2年7月	前線	188	0	4	34
令和3年8月	前線	300	0	619	

注1) 浸水戸数は水害統計調査より三次市、安芸高田市、北広島町の浸水被害を集計
昭和20年9月及び昭和40年7月は水害統計調査に記載がない
注2) 令和3年8月洪水の浸水戸数は水害統計調査が無いため直轄沿川(広島県側)の被害を集計

(案)

第2節 江の川流域における過去の浸水被害の状況

江の川流域では過去に大規模な浸水被害が発生しており、特に昭和47年7月の洪水では、床上、床下浸水による被害家屋が約7,000戸を超え戦後最大の洪水被害となった。また、近年においても令和3年8月洪水において、500戸を超える浸水被害が生じている。

表1-5 江の川流域の主要洪水一覧表

発生年月	発生原因	粟屋上流域 2日雨量 (mm/2日)	被害状況			
			浸水面積 (ha)	家屋全・ 半壊(戸)	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)
昭和20年9月	台風	208	—	—	—	—
昭和40年6月	梅雨	185	193	753		770
昭和40年7月	梅雨	179	—	—	—	—
昭和47年7月	梅雨	329	4,802	137	4,730	2,735
昭和58年7月	前線	161	443	5	59	453
昭和60年7月	前線	243	477	8	26	473
平成7年7月	梅雨	227	49	0	0	19
平成10年10月	台風	126	39	0	1	31
平成11年6月	前線	128	82	0	11	198
平成18年7月	梅雨	108	2	0	2	27
平成18年9月	台風	192	26	3	77	175
平成22年7月	前線	207	1	0	3	22
平成30年7月	前線	333	74	199	7	148
令和2年7月	前線	188	26	0	4	34
令和3年8月	前線	300	187	0	603	

注1) 浸水戸数は水害統計調査より三次市、安芸高田市、北広島町の浸水被害を集計
昭和20年9月及び昭和40年7月は水害統計調査に記載がない
注2) 令和3年8月洪水は水害統計調査が無いため直轄沿川(広島県側)の被害を集計